

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第24号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>個人情報保護</u>に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(15) [略]</p> <p>[略]</p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務・任用担当の分掌事務</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>個人情報の保護等</u>に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(15) [略]</p> <p>[略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |   |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。